

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第11次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第8次提案に対する対応方針(平成18年2月15日)より)	検討の結果	規制改革の概要	所管省庁
902	コンビナート事業所における携帯コンピュータの防爆認定の緩和	労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)第44条の2 労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)第280条、第281条 電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)	平成18年度中に結論	危険場所の考え方、タイプn防爆構造を含めて各危険場所で使用できる機器等、防爆に関する規制のあり方について専門家による検討を行い、平成18年度中に結論を出す。その結論を踏まえて平成19年度以降に措置することとする。	全国で実施	専門家による技術的検討結果を踏まえ、国内の防爆構造規格に最新のIEC規格を取り入れるための構造規格等の改正を平成19年度中を目途に講じることとした。	厚生労働省
1003 1203 1302	外国由来等の漂流・漂着ゴミ対策	-	当面のとりまとめを平成18年度中に実施	外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化しており、この問題に対応するため、平成12年から環境省を中心に「漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会」を設置し、情報交換等の取組を行ってきた。 しかしながら、外国との関係を含む発生源対策の難しさや関係する部局が多数に上り事情も異なるため、未だ有効な対策を講ずるに至っていないのが現状である。 このため、以下のとおり、漂流・漂着ゴミに関するより実効的な対策を政府として検討する体制を確立する。 1 関係省庁による局長級の対策会議を設置する 2 対策会議の運営は、環境省が国土交通省、農林水産省の協力を得て行う。また、内閣官房は会議に参加し、必要な助言等を行う 3 対策会議の主要な任務は以下のとおりとする (1)中長期的な課題として、国際的な対応も含めた発生源対策の検討 (2)漂流・漂着ゴミによる被害が著しい地域への対策(漂流・漂着ゴミの収集から処理に至るまでの総合的な観点から、関係省庁が連携したもの)を早期に実施できるよう検討し、当面のとりまとめを平成18年度末までに行う。	全国で実施	構造改革特区提案を契機として、平成18年4月から局長級による「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」を設置し、計4回開催、精力的に対策についての検討を行い、平成19年3月にとりまとめをおこなった。 とりまとめには、各省が実施する平成19年度以降の施策に関し、漂流・漂着ゴミの状況の把握、外交面など国際的な対応も含めた国内外における漂流・漂着ゴミの発生源対策、漂流・漂着ゴミによる被害が著しい地域への財政支援等を含む対策について、新規施策、既存施策の拡充等が盛り込まれた。 これらの施策を効果的に実施することにより、本問題への対策を進展させていくこととする。	農林水産省 国土交通省 環境省
1202	静岡・山梨両県にまたがる「富士山」ナンバーの早期導入	自動車登録規則(昭和45年2月20日運輸省令第7号)第13条第1項第1号 新たな地域名表示ナンバープレートの導入について(要綱)	平成18年度中に結論	静岡・山梨両県にまたがる「富士山」ナンバーの導入については、現在国土交通省が実施している規制改革の総点検の成果を踏まえ、複数の運輸支局、自動車検査登録事務所の管轄がまたがることから、各種行政事務にどのような支障が生じるか、両県、関係機関等を集めて検討を行い、富士山ナンバー導入の適否について、平成18年度中に結論を得る。	全国で実施	「富士山」ナンバーは複数の運輸支局等の管轄にまたがることから、各種行政事務等への影響の有無を両県及び関係機関と検討を行ったところ、管轄をまたがるナンバーの設定は可能であるとの結論に達したことから、平成20年秋頃に「富士山」ナンバーを導入することとし、所要の措置を講ずる。	国土交通省
1303	事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分の検討	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号)第2条第2号	平成18年度中に結論	平成18年度に、環境省において、廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。	全国で実施	事業系一般廃棄物である物品質貨業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係る木くずについて、その区分を見直し、産業廃棄物に追加した。	環境省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第8次提案に対する対応方針(平成18年2月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
501	不動産登記等証明書の交付事務の拡大	不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)第6条第1項、第11条、第119条第1項 不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第18号)第197条第1項 商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条 商業登記規則(昭和39年3月11日法務省令第23号)第29条、第30条第3項	平成18年度中に結論	証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務に関して、本年6月までの試行の結果の分析を踏まえて、その取扱いを実施する具体的な基準(登記所適正配置を実施した地域におけるものを含む。)について、平成18年度中に検討し結論を得る。なお、自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては、上記の証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務の取扱いの一方策として検討を行う。	検討中	平成17年6月、愛媛県新居浜市において証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務について試行を開始し、以後、更に4箇所を追加的に試行を実施して、平成18年度中にその取扱いを実施する具体的な基準を確定すべく、利用状況の把握・検証に努めてきた。 ところが、平成19年4月1日から登記事項証明書の手数料の見直しがあり、オンラインにより登記事項証明書を請求する場合や、インターネット登記情報提供サービスを利用する場合の料金が大幅に引き下げられた。基準の策定には、証明書発行請求機の収支予測が不可欠であるところ、オンライン等による場合の手数料の引下げは、これまでの試行において把握した証明書発行請求機の利用者数に影響を及ぼす可能性があることから、平成19年度も継続して利用状況の把握に努める必要がある。 そこで、手数料改正による影響について一定の結論を得た上で、平成19年9月までの情報をもとに基準の策定を予定しており、平成19年中に策定・公表を行う。 なお、自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては、地方公共団体が費用を負担する場合には、地方財政法第12条の趣旨に照らすとその対応は困難であるとの結論を得た。  「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	法務省
502	法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条	平成18年度中に結論	証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務に関して、本年6月までの試行の結果の分析を踏まえて、その取扱いを実施する具体的な基準(登記所適正配置を実施した地域におけるものを含む。)について、平成18年度中に検討し結論を得る。なお、自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては、上記の証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務の取扱いの一方策として検討を行う。	検討中	平成17年6月、愛媛県新居浜市において証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務について試行を開始し、以後、更に4箇所を追加的に試行を実施して、平成18年度中にその取扱いを実施する具体的な基準を確定すべく、利用状況の把握・検証に努めてきた。 ところが、平成19年4月1日から登記事項証明書の手数料の見直しがあり、オンラインにより登記事項証明書を請求する場合や、インターネット登記情報提供サービスを利用する場合の料金が大幅に引き下げられた。基準の策定には、証明書発行請求機の収支予測が不可欠であるところ、オンライン等による場合の手数料の引下げは、これまでの試行において把握した証明書発行請求機の利用者数に影響を及ぼす可能性があることから、平成19年度も継続して利用状況の把握に努める必要がある。 そこで、手数料改正による影響について一定の結論を得た上で、平成19年9月までの情報をもとに基準の策定を予定しており、平成19年中に策定・公表を行う。 なお、自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては、地方公共団体が費用を負担する場合には、地方財政法第12条の趣旨に照らすとその対応は困難であるとの結論を得た。  「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第8次提案に対する対応方針(平成18年2月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
503	高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年10月28日法務省令第54号)別表第2	平成18年度中に結論	専門的・技術的分野における外国人労働者のうち、例えば、各国がその獲得を争うような、より高度な技術や知識を有する高度人材の在留期間の伸長については、規制改革・民間開放推進3カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、高度な技術や知識を有する高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について検討し、平成18年度中に結論を得る。	検討中	「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。  「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	法務省
903	所在地変更による健康保険証の再作成の廃止	健康保険法施行規則(大正15年7月1日内務省令第36号)第48条	平成18年度中に結論	政府管掌健康保険は、平成20年度を目途として都道府県を単位とする財政運営を行う公法人化とすることとされており、その事務処理や被保険者証の取扱いについても検討を行い、平成18年度中に結論を得る。その結論を踏まえて平成20年度以降に措置することとする。	検討中	政府管掌健康保険は、平成18年6月に、「健康保険法等の一部を改正する法律」が国会で成立、公布され、平成20年10月に国とは切り離した新たな保険者として全国健康保険協会を設立し、自主自律の運営のもとに都道府県単位の財政運営を基本として健康保険事業を実施していくこととなっている。平成20年10月に移働する全国健康保険協会の新たなシステムにおいては、市町村合併等による社会保険事務所の管轄の変更に伴う被保険者証の再作成は必要としないようにシステム的に対応する方向で準備を進めている。なお、上記以外の事業所の所在地を変更した場合の政府管掌健康保険の被保険者証の取扱いについては、一定の条件の下に再作成は不要とする方向で平成19年度内に検討する。  「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第8次提案に対する対応方針(平成18年2月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1002 1301	特定肥飼料等への炭の追加	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年6月7日法律第116号)第2条第5項、第10条第1項～3項、第20条第1項等食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令(平成13年4月25日政令第176号)第2条	平成18年度中に結論	食品リサイクル法では、おおむね5年ごとに基本方針を定めることとされているとともに、法施行後5年を経過した場合において、施行の状況に検討を加えることとなっているなど、制度に係る検討が必要となっていることから、その一環として、今後、食品リサイクル法における特定肥飼料等への炭の追加を含む再生利用に係る製品の追加について検討を行い、平成18年度中に結論を得る。	検討中	<p>食品リサイクル法では、おおむね5年ごとに基本方針を定めることとされているとともに、法施行後5年を経過した場合において、施行の状況に検討を加えることとなっていることから、その一環として、特定肥飼料等への炭の追加を含む再生利用に係る製品の追加について検討を行っている。</p> <p>農林水産省は、平成17年10月に設置された食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会において、食品リサイクル制度の見直しについて検討を行った。また、環境省は、平成17年9月に、生ごみ等の3R・処理に関する検討会を設置し、リサイクルの方法の追加の検討等についてとりまとめを行い、さらに、これを踏まえつつ、食品リサイクル制度の見直しの検討を行うため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に食品リサイクル専門委員会を設置した。</p> <p>平成18年9月以降は、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会の合同会合を開催して検討を重ね、新たな再生利用手法の追加や、地域を限定した再生利用の個別認定について検討すべき旨を盛り込んだとりまとめ(案)を作成し、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会において、平成19年2月にそれぞれ了承された。</p> <p>当該とりまとめ報告を踏まえ、炭の追加を含む特定肥飼料等の範囲を拡大する方向で、その具体的内容について法制的な観点から検討し、平成19年中に結論を得る。</p> <p>「第11次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定</p>	農林水産省 環境省

規制所管省庁において検討した結果、対応困難となった規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第8次提案に対する対応方針(平成18年2月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
901	ボイラー・一圧容器の連続運転認定取得事業者が行う開放検査における、登録性能検査機関による第三者検査に替わる自主検査の認定制度・基準の設定	労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年9月30日労働省令第33号)第38条第1項、第73条第1項 平成14年3月29日付け基発第0329018号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」	平成18年度中に結論	規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申(平成17年12月21日決定、同月22日最大限尊重閣議決定)に基づき、平成18年度中に、自主検査の認定制度・基準を設定することについて検討し、結論を出す。 認定制度・基準が整備された場合には、引き続き措置することとする。	対応困難	一定の安全管理基準を満たす事業場において自主検査が可能となる認定制度・基準について、安全の確保を前提に、「ボイラー等の自主検査制度の導入の可否に関する検討会」において検討を行った。 その結果、一定の安全管理基準を満たす事業者に対して自主検査制度を導入する制度変更を行うことは、現状では適当でないとの結論が得られた。	厚生労働省
904	児童自立支援施設の設置要件の緩和	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第35条第2項 児童福祉法施行令(昭和23年3月31日政令第74号)第36条第1項、第2項、第5項	平成18年度中に結論	児童自立支援施設のあり方に関する研究会の報告等を踏まえ、運営を民間に委託することについては、提案の内容について十分に聴取し、一定の条件を設定することにより、適正な運営を確保することが可能かについての検討を行う。	対応困難	政府の対応方針に沿って、提案主体から具体的な提案内容について聴取を行ってきたところ、提案主体から「提案の実現に向けて検討を重ねてきたが、運営を担う社会福祉法人等の民間団体がいないこと、入所児童が急激に増加するなど施設を取り巻く環境が変化してきたことなどから、提案内容を実現することは困難である」との報告を受けているところである。 厚生労働省としては、政府の対応方針において記述されているとおり、提案の内容について十分に聴取したうえで検討を行うこととしていたところであるが、提案主体からの上記の報告を踏まえ、現段階での提案内容の実現は困難と考えている。	厚生労働省

(参考) 「第9次提案等に対する政府の対応方針」において「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として既に本部決定された事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第8次提案に対する対応方針(平成18年2月15日)より)	検討の結果	検討の結果を踏まえた規制改革の概要	所管省庁
1001	市民農園で栽培された農作物の直売所等での販売	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年6月28日法律第58号)第2条第2項第2号 市民農園の整備の推進に関する留意事項について(平成16年3月26日付け15農振第2643号 農村振興局長通知)記の第1の2	平成17年度中に結論	営利を目的としない農作物の栽培において、自家消費量を超える余剰農作物を直売所等で販売することについて、現場の意見等を踏まえ検討しており、今年度中に考え方を示す。	全国で実施	市民農園において趣味的な目的で農作物の栽培を行い、自家消費量を超えるものを直売所等で販売しても、市民農園制度の趣旨には齟齬を来すものではない旨の通知を发出。(平成18年3月28日付け17農振第2038号農村振興局長通知)	農林水産省
1101	バイオディーゼル燃料を軽油に混合した場合における軽油規格のルール化	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年11月25日法律第88号)第17条の7 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和52年5月17日通商産業省令第24号)第22条、第23条	平成18年度中に結論	バイオディーゼル燃料混合軽油について、既販のディーゼル車において車両改造等の対策をせずに一般的に使用する場合における、安全面及び環境面の観点から問題が生じない燃料性状の条件を、総合資源エネルギー調査会石油分科会燃料政策小委員会規格検討ワーキンググループにおいて検討し、揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する軽油規格に反映する。	全国で実施	バイオディーゼル燃料混合軽油について、既販のディーゼル車において車両改造等の対策をせずに一般的に使用する場合における、安全面及び環境面の観点から問題が生じない燃料性状の条件を、総合資源エネルギー調査会石油分科会燃料政策小委員会において、本年6月にとりまとめられたところである。 これを踏まえ、平成18年度中に揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則に規定する軽油規格に反映する。	経済産業省

記載内容は平成18年9月15日付け「構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針」掲載の内容。

(参考) 「第10次提案等に対する政府の対応方針」において「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として既に本部決定された事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第8次提案に対する対応方針(平成18年2月15日)より)	検討の結果	規制改革の概要	所管省庁
1201	第3種旅行者による地域振興のための募集型企画旅行の可能化	旅行業法施行規則(昭和46年11月10日運輸省令第61号)第1条の2	平成18年度中に結論	第3種旅行者による着地型のオプションツアーの企画・募集の実施については、現在国土交通省が実施している規制改革の総点検の成果を踏まえ、創意工夫に満ちた地域の企画旅行商品の流通促進を通じた地域振興を進める観点から、関係者よりなる検討会を設置し、催行地域の限定や代金の精算方法など旅行者保護のための条件設定及びその担保の方法について検討し、平成18年度中に結論を得る。	全国で実施	「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行者が従来の営業保証金及び最低資本金のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとする等内容を内容とする報告書が平成18年6月に取りまとめられたところ。これを踏まえ、平成19年度上半期中の施行を目標として、旅行業法施行規則を改正し、第3種旅行者による募集型企画旅行が可能となるよう必要な規定の整備を行うこととしている。	国土交通省

記載内容は平成19年2月28日付け「構造改革特区の第10次提案等に対する政府の対応方針」掲載の内容。